

総合支援資金特例貸付借入申込書

| | | | | | |
|---|---|-------------------------|-------------------|---|---|
| 受付番号 この欄は担当職員が記入 します。 | | 受付 市町村社協 都道府県社協 | | ●黒ボールペンで記入してください ●訂正は二重線(≡)を引き余白に記入 | |
| 借入申込者 | フリガナ | ●● タロウ | | 性別 | <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| | 氏名 | ●● 太郎 | | | 生年月日 |
| | フリガナ | 電話番号(連絡先) | | | |
| | 住所 | 〒123-4567 ××市○○1-1-1 | | 固定 | ××××-××-×××× 携帯 090-××-×××× |
| 勤務先名称 または職業 | 無職 | | 勤務先等 住所 | 〒 電話 () | |
| 世帯の状況 | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 生年月日 | 勤務先、学校名等 |
| | 1 | 本人 | | (凡例) 大正=T, 昭和=S, 平成=H, 令和=R | |
| | フリガナ ●● ハナコ ●● 花子 | 夫(妻)子 父・母 その他 | 37 | T・S・H・R 年 月 日 | 主婦 |
| | フリガナ ●● イチロウ ●● 一郎 | 夫(妻)子 父・母 その他 | 5 | 複数世帯の場合、20万円以内 T・S・H・R 年 月 日 | 幼稚園 |
| | フリガナ ●● ジロウ ●● 二郎 | 夫(妻)子 父・母 その他 | 2 | T・S・H・R 年 月 日 | |
| その他 名 | | | | | |
| 借入理由 | 新型コロナウイルスの影響で、会社の業績が悪化し、収入が減少したことから、緊急小口資金の貸付を利用していたが、会社から解雇を受け、就労収入がなくなったため、総合支援資金の貸付を申し込むこととした。 | | | | |
| 「据置期間」とは返済が猶予される期間です。 借入希望額 | 借入月額 | 200,000円 | 借入総額 | 3月以内 | 600,000円 |
| | 借入期間 | 令和 3 年 ● 月 ~ 令和 3 年 ● 月 | | | |
| ※借入申込時期により、借入開始時期が変更となる場合がありますので、あらかじめ御確認ください | | | | | |
| 据置期間 (12カ月以内) | <input checked="" type="radio"/> ア 12か月 イ. その他() | 希望がない場合は、アを選択してください。 | 償還期間 (120カ月以内) | <input checked="" type="radio"/> ア 120か月 イ. その他()か月 | |
| 貸付金振込先 | 金融機関 | ●● 銀行 | 支店名 | ●● 支店 | 預金種別 |
| | 口座番号 | ●●●●●●●● | 口座名義(カタカナ) | ●● タロウ | |
| 緊急小口資金特例貸付の利用実績 | <input checked="" type="checkbox"/> ア. 利用した (借入額 20 万円) <input type="checkbox"/> イ. 利用していない | | | | |

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会長 殿

○私は下記10(外国籍の方は11)項目に同意し、上記のとおり総合支援資金特例貸付を借り入れたく申し込みます。

1. 貸付け後は、早期自立に努めます。
2. 私は、償還開始までに自立支援機関からの支援を受けることに同意するとともに、自立支援機関が私の支援をする際に必要とした場合、本借入申込書等の写し等の個人情報を貴社会福祉協議会から自立支援機関に提供することに同意します。
3. 私は現在、生活保護を受給していません。
4. 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
5. 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
6. 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
7. 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
8. 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
9. 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
10. 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

<外国籍の方のみの同意事項>

11. 在留期間が1年以内であった場合、在留期間を延長する予定であり、償還期限内に償還を行います。

令和 3 年 12 月 〇 日

借入申込者 ●● 太郎